

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年6月23日

横浜市契約事務受任者
経済局長 工藤 哲史

1 契約の概要

中央卸売市場本場青果部No. 4低温卸売場に設置されている空調機を修繕する。

2 履行（納品）場所

神奈川区山内町1番地

3 契約日

令和7年6月11日

4 履行日又は履行期間

令和7年6月25日まで

5 契約金額

377,300円

6 契約の相手方（名称及び所在）

カナレイ株式会社 代表取締役 後藤 吉孝
神奈川県横浜市中区長者町2-5-18

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和6年10月23日に中央卸売市場本場青果部No. 4低温卸売場に設置されている空調機3台の内、1台の空調機の能力低下が発覚しました。

運転可能である2台で運用し、令和7年度中に当該空調機を更新する予定ですが、運転している空調機に負荷がかかり、機器寿命に影響を及ぼす可能性があることと、夏場を迎えると外気温が高くなることで、空調能力低下による低温卸売場内商品の品質への影響が懸念され、ひいては市場サービスに重大な支障を及ぼす恐れがあるため、当該随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

当該事業者は、本場における当該空調機を含む空調機の年次点検を毎年実施しており、空調機設備の仕様含め、冷媒配管の劣化状況についても十分に熟知していること

と、当該空調機を製造するメーカーとも機器内部における詳細な情報共有ができ、かつ市場運営を十分に理解している唯一の業者であることを踏まえ選定を行いました。

9 所管課

経済局中央卸売市場本場運営調整課